統計委員会 国民経済計算部会 第1回 財政·金融専門委員会 議事録

- 1. 日時 平成 20 年 1 月 28 日(月) 16:00~17:10
- 2. 場所 中央合同庁舎第4号館共用第3特別会議室(2階 226 号室)
- 3. 出席者

(委員)

藤井委員長、中村臨時委員、岩本専門委員

(審議協力者)

関川公認会計士、総務省、財務省、日本銀行

(事務局)

黒田経済社会総合研究所長、広瀬経済社会総合研究所次長、後藤総務部長、 大脇国民経済計算部長、川崎上席主任研究官、二村国民支出課長、 百瀬国民資産課長、工藤価格分析課長

4. 議事

- (1)日本郵政公社民営化後の各機関の分類について
- (2) その他

5. 配布資料

資料1 財政·金融専門委員会委員名簿

資料2 国民経済計算部会専門委員会設置内規

資料3 日本郵政公社民営化後の各機関の分類について

資料4 郵政関係各機関の業務及び所有・支配関係の概要

資料5 我が国の国民経済計算における政府諸機関の分類(格付け)基準

資料6 93SNAマニュアルにおける関連箇所の抜粋

資料7 主要国における部門分類の考え方

参考1 民営化のプロセス

参考2 郵政民営化関連法律の概要

6. 議事録

〇二村国民支出課長 それでは、ただいまから「統計委員会 国民経済計算部会」の第1回「財政・ 金融専門委員会」を開会いたします。

御案内のとおり、統計法の改正によりまして、従来の国民経済計算調査会議の機能が統計委員会に引き継がれております。それに伴いまして、従来、国民経済計算調査会議の下に置かれておりました「公的部門に関する検討委員会」の機能を引き継ぐものとして、本専門委員会が設置されたところでございます。

お手元の資料1として名簿をお配りしておりますが、私から順に御紹介をさせていただきます。 まず委員長で臨時委員の藤井先生でございます。

- **〇藤井委員長** 藤井でございます。よろしくお願いいたします。
- **〇二村国民支出課長** 臨時委員の中村先生です。
- **〇中村委員** 中村でございます。
- **〇二村国民支出課長** 専門委員の岩本先生です。
- **〇岩本委員** 岩本です。
- **〇二村国民支出課長** また、本専門委員会の調査審議に御協力いただくために関川先生にも御出席 をいただいております。
- **〇関川審議協力者** 関川です。よろしくお願いします。
- **〇二村国民支出課長** また、関係省庁等といたしまして、本日は総務省、財務省、日本銀行からオブザーバーとして御参加をいただいております。

また、内閣府からは国民経済計算の作成を担当する経済社会総合研究所の黒田所長、広瀬次長、以下のメンバーが出席をいたしております。

では、議事に入ります前に、お手元の資料を確認させていただきたいと思います。

議事次第、座席表、資料1~資料7までございます。また、参考1と参考2を付けてございます。 もし何か欠けておりましたら、お知らせいただきたいと思います。

御発言をされる際には、机の上のネームプレートを立てていただければ、立っている方を順次指名するという形で進めたいと思います。

それでは、藤井委員長に以後の議事進行をお願いいたしたいと思います。

○藤井委員長 それでは、審議に入ります。

本日はお手元の議事次第にありますように、「公的部門に関する検討委員会」において議論を行ってまいりました、日本郵政公社民営化後の各機関の部門分類について議論し、結論を得たいと思っております。

では、国民経済計算部から説明をお願いいたします。

〇二村国民支出課長 それでは、説明をさせていただきます。

本日メインの資料になりますのは、資料3でございますが、それに参ります前に、関連する資料 の御説明をしたいと思います。

まず、おさらいとして資料4にしたがいまして、日本郵政公社民営化後の各機関の概要について

御説明をいたします。

資料4の1ページの一番左の欄が日本郵政株式会社に関するものでございます。

これは郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の経営管理を目的とする会社でございまして、いわゆる持株会社として機能する会社でございます。

日本郵政株式会社の下には、今申し上げた2つの会社のほかに、発足当初におきましては、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の2社もぶら下がるという形になります。今申し上げた銀行と生保につきましては、徐々に株式を売却していって、最終的には29年9月末までにすべての保有株式を処分するということになっています。

この日本郵政株式会社の所有・支配の関係につきましては、当初は政府が 100 %保有し、最終的には3分の1以上政府が持つという形になりますが、その3分の1という割合に近づけるために株式を徐々に処分していくというものでございます。経営方針等の政府の関与については、資料にあるとおり、一定の大臣認可が必要という形になっております。

それにぶら下がる会社といたしまして、郵便事業株式会社がございます。これはいわゆる郵便事業を受け継ぐ会社で、常時、日本郵政株式会社が株式の総数を保有するというものでございます。 経営方針等々については、日本郵政株式会社が経営の基本方針を策定するといったような法律上の文言もございますし、事業計画については大臣認可が必要といったような形で政府の関与もございます。

次の郵便局株式会社は、郵便の窓口業務のほかに、銀行業、生命保険業の代理業務、要するにゆうちょ銀行とかんぽ生命保険の代理業務を行う会社でございます。それに加えて地方公共団体の特定業務、戸籍謄本等の交付などの業務も一部行っております。所有・支配関係は郵便事業株式会社とほとんど同じですが、毎年度の事業計画に関する大臣認可というものは郵便局株式会社にはございません。

2ページに、ゆうちょ銀行とかんぽ生命がございます。それぞれ郵便貯金、簡易生命保険の機能を引き継ぐ形で業務を行うというわけでございますが、所有・支配関係に関しましては、先ほど申し上げた2つの事業会社と比べると政府の関与は緩い形になっております。所有については、当初は 100 %日本郵政株式会社が持っておりますが、最初にも申し上げたとおり段階的にすべて処分するということになります。支配関係は、移行期間中に若干の規制といったものがございますが、移行期間が終わった時点では、こういうものはなくなるというもので、そういう意味での政府の関与はほとんどなくなる会社でございます。

最後に独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構がございますが、これは既存の郵便貯金、 あるいは簡易生命保険の契約を引き継ぎまして、その管理、履行を行う組織でございます。所有・ 支配関係は一般的な独立行政法人と同じでありまして、資本金は政府が全額出資、人事、経営方針 等についても、さまざまな政府の関与があるものでございます。

非常に簡単ですが、以上が組織の概要でございます。

こういった組織につきまして、これまでの委員会の中で議論になった主な論点としては、1つは 持株会社という形態の組織について、持株会社とその子会社の扱いをどうするかということがござ います。

もう1つの大きな論点としては、先ほど申し上げたとおり、徐々に株式が売却されていくというようなプロセス、移行期の取扱いをどうするのかというところがございました。

これらの点につきまして、主要国の扱いも見た方がいいのではないかといったようなお話もございましたので、それを調べてみた結果が資料 7 にまとめてございます。資料 7 は 4 か国について結果をまとめておりますが、これは日本以外の6 7 諸国 6 か国プラス、オーストラリアに照会をして、そのうち回答をいただけた 4 か国についてまとめたものでございます。

主要な論点の1つ目、持株会社の扱いということでございますが、今の日本の分類基準では、直接的な所有とか支配しか認めていない。それしか考慮しないということで、持株会社の下にぶら下がる子会社といったような、間接的に所有ないし支配する形態はうまく捉えられないところがございますが、各国の状況を見ますと、いずれも間接的な所有ないし支配といったようなものは認めているということでありまして、政府による支配が認められる限りは、公的企業の子会社であっても公的部門に含めるということでございます。

フランスだけそれとは違うことが書いてありますが、フランスは企業部門を民間と公的には分けていないということで、公的企業の下にぶら下がっている会社が公的か民間か区分する必要がないので、特に基準を設けたり、そういったことを分類したような経験はないということでございました。一般的な原則といたしましては、政府の支配があるかどうかというところは、50%以上の所有があれば十分と考えているようですので、仮にこの考え方を適用すれば、公的企業の子会社であっても、公的ということになるという考え方がバックグラウンドにあるというふうに考えられます。

それから、移行期間中の取扱いでございます。これについては、民営化をするという政府の方針あるいは意図、それから、最終的な姿、民営化のプロセスの最後の段階で当該組織がどういう形態になっているか、そういったものを考慮することもありなのではないかという御議論もありましたが、今回回答をいただけた国につきましては、そういう政府の方針、意図、あるいは将来の姿がどうなっているかということは、現時点の分類に当たっては重要ではない、そういうことは考慮しないということでございました。フランスは先ほどと同じようにそういう経験はないということでございました。

もう一つ「市場性の有無の判断」についても照会をしましたので、まとめておりますが、カナダだけは特に数値的な基準はないということで、そこに掲げておりますいろんな観点の総合的な評価ということでございましたが、残りの3か国については、基本的には売上げによって費用がどれだけカバーされているかといったような観点を見ているようでございます。イギリスはダイレクトにそういうわけではありませんが、内容としては、かなりそれに近いものであると考えられます。

何%カバーしていれば市場性があるとみなすかどうかというところは、ヨーロッパは 50%で統一されているかと思いますが、オーストラリアはもう少し高いところに仕切りを設けているようですが、いずれにしても、そういうところを見て判断しているというところは共通でございます。

それでは、資料3にしたがいまして、今回お示ししております分類案の内容、それから、どうい う考え方でその案に至ったかということを御説明差し上げます。 分類案の中身は資料3の「1. 部門分類案」に表の形でお示ししたとおりでありまして、いずれの組織につきましても、公的企業ということにしてはどうかと考えております。そのうち日本郵政株式会社、郵便事業、郵便局の各株式会社については非金融という扱い、ゆうちょ銀行、かんぽ生命、独立行政法人については金融という扱いが適当ではないかということでございます。

このような結論に至った考え方、どういうロジックで整理をしたかということでございますが、「2.考え方」に書いておりますとおり、ほかの機関の部門分類との整合性を保つという観点から、基本的には我が国のSNAにおいて現在使用している分類基準、資料5にございますが、それにしたがって整理をしたところでございます。

しかしながら、持株会社につきましては、日本の今の分類基準においてこれまで明示的に扱われておりませんでした。今回具体的な事例が生じたということで、それに関しましては新しい基準を追加しております。

加えまして、93SNAマニュアル、資料6に関連箇所がございます。あるいは先ほど御説明いたしました諸外国における取扱い、それとの整合性もチェックするという形で整理をいたしました。まず1つ目、日本郵政株式会社でございます。

分類に当りましては、民間か公的かというのが1つ目のステップ、それから一般政府か公的企業 かというのが2つ目のステップ、そういう順序で整理をしております。

日本郵政株式会社が民間か公的かということでございますが、まず、我が国の現在の分類基準に 照らしてみますと、資料5の判断基準の $1\sim4$ 、4つの基準で現在の日本のSNAは判断するということになっております。

まず、政府の出資・株式保有比率 50%超という点については出資 100 %ですし、役員の任命・認可権についても政府にございます。「経営方針決定権」として、「事業計画の認可」「資金計画の認可」「予算の認可」「決算の承認」とありますが、事業計画、資金計画、予算については大臣認可が必要ということでこれもマル。政府の代行業務を行っているかどうか、これは具体的な判断指標としては、政府によって指名された者によって設立されている、あるいは政府関係者が設立の発起人となっているかということですが、これについてもマルということで、そういう意味で我が国の現在の基準に照らしますと、公的部門に分類する条件が満たされるということでございます。

93 S N A マニュアルに照らしますと、93 S N A マニュアルの関連箇所は資料 6 に抜粋をしておりますが、1 ページ目の「2. 公的企業」の一番下に(a)または(b)ということで、2 つの条件のいずれかを満たせば公的部門になるところ、(a)の株式保有が50%を超えているというところを満たしておりますので、これだけで公的部門にするのに十分な条件を満たしているということになります。

したがいまして、日本郵政株式会社は公的部門と整理をいたしました。

資料3の1ページ目の最後の行に移行期間中の取扱いということを書いておりますが、この会社 は当初は 100 %政府保有でございますが、最終的には3分の1まで減らされるということで、そ ういうダイナミックなプロセスに乗っているものでありますが、先ほど申し上げましたとおり、諸 外国においては、将来どうなるかというところを現時点では考慮しないということでございますの で、これを公的部門に分類するということについては、諸外国の考え方とも整合的であると言える かと思います。

資料3の2ページ、一般政府か公的企業かということ、ここには金融か非金融かという観点も含まれますが、先に金融/非金融のことから申し上げますと、93SNAマニュアルで、金融機関とは主に金融仲介活動または補助的金融活動に従事する企業という定義がございます。日本のSNAにおきましては、それを具体的に測る指標として、金融資産が90%以上かどうかという基準を設けてございます。

しかしながら、ここでは持株会社のケースが想定されておりませんので、今回の持株会社形態の 組織の判断に当たっては、持株会社に適用する基準を新しく設ける必要があるということでござい ます。

具体的には93SNAマニュアルにおきましても、一般的な金融/非金融の区別、一般的な定義とは別に持株会社の分類について記述がございます。それによりますと、持株会社の分類というのはそれが支配する法人グループの主な活動によって判断する、要するに、ぶら下がっている子会社を全体として見たときの主な活動が何かということで分類しましょうということでありますので、それをそのまま適用することといたしました。

主な活動を測る指標というのは、収入などといったことも考えられるかと思いますが、一番比較のしやすかった従業者数で見てみました。

4つの子会社の従業者数を見ますと、郵便事業が約10万名、郵便局が約12万名。それに対しまして、ゆうちょが約1万2,000名、かんぽ生命が約5,400名ということでございました。子会社それぞれが金融か非金融かというところは、後で考え方を御説明いたしますが、郵便事業と郵便局は非金融ということに整理をするという案でございます。

したがいまして、従業員規模で見て圧倒的に大きい郵便事業、郵便局の活動がメインであると判断されますので、全体として非金融であるという判断をいたしました。

念のため次のパラグラフに一般政府かどうかというところを書いておりますが、SNAにおきましては、持株会社というのはそもそも企業部門の話でありまして、金融か非金融かというのは境界線上微妙なところでございますが、一般政府に入れるということは全く想定されておりません。

したがいまして、一般政府部門には含まれないということになります。

以上によりまして、日本郵政は非金融の公的企業ということが適当であるという結論でございます。

次の郵便事業株式会社。同じようにまず民間か公的かという判断をいたしております。先ほどから何度か出ておりますが、我が国の現在の分類基準では、政府による直接的な所有・支配関係に基づいて分類をするということとしておりますが、そこでは持株会社、あるいはその子会社のケースが想定されていないということで、別途基準を設けました。

具体的には持株会社を通じた間接的な所有・支配関係も考慮できますように、現在の基準が満たされる場合に加えまして、持株会社を通じた間接保有も含めて政府が議決権の 50% 超を保有または支配するという場合も公的部門に分類するという基準を設けました。この基準によりますと、今回

のケースでは政府は日本郵政株式会社の全株式を持っており、日本郵政株式会社は郵便事業株式会社の全株式を持っているということで、間接保有も含めますと政府がすべて保有ないし支配していると言えるということで、公的部門に分類することといたしております。これは 93 S N A マニュアル、あるいは諸外国の分類の考え方に照らしても整合的であるということでございます。

では、これが一般政府か公的企業か、あるいは金融か非金融かということでございますが、まず我が国の現在の基準では、この観点について判断する第1のステップとして、金融資産が 90%以上あるかどうかというところをチェックいたします。これにつきましては、満たさないということでございます。念のため 93 S N A マニュアルにあります金融仲介活動、補助的金融活動が主かどうかというところもチェックをいたしてみますと、これも業務の内容から明らかなように、そういうものには当たらないと考えられますので、金融機関には当たらないということでございます。

では、次のステップとして、非金融の公的企業なのか、あるいは一般政府なのかということで、 そこで市場性ということを判断しているわけでございますが、これに関しては、現在の日本の基準 では、資料5の2ページ目に「判断基準6」というのがございますが、そこに掲げております3つ の指標で判断をすることとしております。

3つのうち2つ以上が該当すれば市場性があると判断して、公的非金融ということになるわけでございますが、郵便事業株式会社の業務に関しましては、民間事業所に同種の活動があるかどうかというところは、あるということでございますし、価格が供給する量や質に比例するかというところもマル、消費者が自由意思に基づいて購入できるかどうかというところもマルと考えられますので、日本の基準に照らすと市場性の条件を満たし、非金融の法人企業に該当することになります。念のために諸外国の考え方に照らしてみるとどうかということで括弧内に掲げておりますが、先ほど資料7で御説明いたしましたとおり、基本的にはコストと売上げ、それの関係がどうなっているかというところがポイントでございますが、郵便事業株式会社につきましては、営業収益が営業原価を上回っているということでございます。資料の欄外の注1で収支予算書の計数を載せておりますが、そういう関係が成り立っているということで、諸外国の考え方を仮に適用するとしても、これは公的企業ということになるということでございます。

次の郵便局株式会社も基本的に郵便事業株式会社と同じロジックで公的な非金融企業ということになりますが、1点だけ御注意いただきたいと言いますか、説明を加えさせていただきたいのは、 郵便局株式会社の業務が金融か非金融かというところでございます。

日本の今の基準に照らしますと、金融資産 90%以上という基準がございまして、これは満たされませんので、そういう意味では今の日本の基準で整理すれば非金融というところで迷うところはないんですが、業務内容を見た場合にどうかというところでございます。先ほど申し上げましたとおり、郵便局株式会社というのは、ゆうちょ銀行、あるいはかんぽ生命の代理業務を行う機能がございます。それをどういうふうに判断するかということでございますが、同じページの欄外の注2に書いてございますが、日本の統計体系におきましては、日本標準産業分類というものがございまして、活動がどういう部門にあてはまるかという基準でございますが、郵便局株式会社の業務につきましては、金融業、保険業という分類ではなくて、それとは別の複合サービス事業というところに

分類をされております。

そういう観点から見ても、日本の統計体系の下では金融には当たらないことになります。

以上で郵便局株式会社も公的非金融という整理をいたしました。

次に「(4) 郵便貯金銀行(ゆうちょ銀行)、郵便保険株式会社(かんぽ生命保険)」はまとめて整理をいたしておりますが、これが民間か公的かということに関しましては、これまでの2つの会社と同様の考え方で公的部門に当てはまるということでございます。

これらについては、最終的には株式はすべて売却されてしまいますし、その暁には政府の関与がほとんどない会社になるわけでございますが、先ほど資料7のところでも申し上げましたとおり、そういうことは現時点では考えない、重要とはみなさないというのが諸外国の考え方のようでありまして、諸外国の考え方にしたがっても、現時点の株式の保有状況を踏まえて、公的部門になります。

これら2社、あるいは日本郵政株式会社もそうですが、移行期間が徐々に進むにしたがって、今後どの段階で民間部門と捉えるかという課題がございます。考え方としては、政府による支配がどの時点でなくなったかということ、そこで判断するということかと思いますが、具体的にそれをどう捉えていくかというところは、株式保有比率をどういうタイミングで捉えるかといったようなことを含めて、今後詰めていかなければいけない課題であると認識をしておりますが、現時点ではいずれにしても100%保有ということで、公的部門になるものでございます。

次に一般政府か公的企業か、金融か非金融かというところ、これは今の日本の基準であります金融資産 90%以上というところはクリアをいたしますし、業務内容から見ても、明らかに金融仲介業務がメインでございますので、金融機関に該当すると考えられます。

最後に資料3の4ページ目、独立行政法人でございますが、まず民間か公的かというところにつきましては、まず日本の現在の分類基準、先ほど4つ申し上げましたが、それについてはいずれも満たしております。93SNAマニュアルに照らしても、所有50%超というところは、当然満たしておりますので、いずれの観点から言っても公的部門になるということでございます。

それが一般政府か公的企業かということについても、ゆうちょ銀行等々と同じように金融資産 90%以上という基準は満たしております。業務内容を見ましても、過去の郵便貯金、あるいは簡保 の契約を引き継いでそれを履行していくということで、金融仲介業務と考えられますので、公的な 金融機関と分類をしたところでございます。

簡単でございますが、部門分類の内容と、その背景にある考え方は以上でございます。

- ○藤井委員長 ありがとうございました。ただいまの御説明に対しまして、御質問、御意見等ございましたら、よろしくお願いいたします。
- **〇岩本委員** まず最初に、今日は議題としてはこれが1に挙がって、2がその他になっているだけなんですが、時間的には割と議論されてきたことなので、すんなりこの件は片づきそうに思うんですが、その他の方でも発言させていただきたいということを先に申し上げておきます。

お示しされた分類の考え方については、現行の基準、それから 93 S N A の現行の基準、あるいは 改定予定の 93 S N A の基準に照らしても非常に納得のいく合理的なものだと思いますので、基本的 には賛成でございますが、その上で今、御説明になった資料に関して質問が幾つかございます。

まず1つは、資料3に「93SNAマニュアルに照らせば政府による株式保有が50%を超えている点だけで公的部門とするのに十分である」という文言が幾つかはさまっております。この解釈なんですが、今のSNAで分類するのであれば、現行の日本の基準に従えばそれで足りるわけでして、この文言をどう読んだらいいのか、ちょっと悩むところがございます。

むしろ 93 S N A に依存するということになるのか、50% を超えているだけで判断しているのかというふうな解釈の余地も生じそうなので、なぜこういう言葉をはさんでおられるのか。解釈について、少しクリアーに御説明いただければというのが 1 点でございます。

2点目は、移行過程の話がこの文書自体には入っておらず、今後の課題とおっしゃられたことです。考え方としては、それぞれの時点でこの分類基準に照らして、それで変わればそこが変わるということになりそうなんですが、その辺りも含めてまだ今後の検討課題なのかということをお伺いしたいと思います。

多分、株式を売った日を基準とするんでしょうが、その日を含む四半期なり年度に取るのか、年初、年度末で判断するのか。ほかの統計のところではどう扱うのかというディテールがいろいろとあるかと思いますが、そのめどが立っていないんでしょうかということをお伺いしたいです。

それから、間接所有でも政府部門が保有していれば公的部門とみなすという考え方が取られていますが、これは遡及してほかのケースにも適用されるものなのか、今回のこのケースのみなのかということをお伺いしたいです。

〇藤井委員長 では、お答えの方お願いいたします。

〇二村国民支出課長 まず 1 点目、「政府による株式保有が 50% を超えている点だけで公的部門とするのに十分である」という文言で、どうしてはさまっているのか、その意味合いということでございましたが、今回は基本的には日本の基準に照らしております。ではなぜこういう文言が入るかと言いますと、日本の基準は今の 93 S N A マニュアルを忠実に読むよりも、若干公的部門の範囲がきつくなっておりまして、所有かつ支配ということで、先ほど引用した資料 6 「2. 公的企業」ですと、(a) と (b) の両方を満たしていないと公的にしないという考え方になっております。日本の基準だけでやれば両方を満たしているということが必要なんですが、93 S N A マニュアルそのものではそういう形にはなっておりませんので、93 S N A マニュアルに照らすとどうかということをはっきりさせるために、そういう言葉を入れたということでございます。

2点目の移行期の取扱いでございますが、基本的には今回示した基準をそれぞれの時点に適用するというふうに考えております。

今、岩本委員からありましたとおり、株式保有のタイミングをどういうタイミングで捉えて判断するかとかいったようなところは、正直まだ十分に詰めておりませんので、そこは詰めた上で判断をしていきたいと思っております。

それから、3点目の間接所有の考え方を遡及して適用するかどうか。これについてはほかの機関に遡及して適用していくかどうかということだと思いますが、この委員会で今後、公的部門の分類に関する一般的なルールを見直し、新しい基準に基づき過去に遡及して修正すべきところは修正す

るということになるかと思います。その過程で間接保有というところを一般的なルールとして採用することになれば適用されていくということになると思います。現時点ではそこまで体系全体を変えることができませんので、それについては基準改定といったようなタイミングで捉えてということを考えております。

〇藤井委員長 よろしいですか。

○岩本委員 最後の一般的な基準づくりに関しては、できるだけ早く取り組むのがいいのではないかと思っております。この分類はここだけではなくてさまざまな統計にも関わることですので、統計委員会というのができて、国民経済計算部会が経済統計に関しては司令塔的役割を果たすという場合に、司令塔の基準がぶれていては周りは言うことを聞いてくれませんので、是非早目にしっかりした基準をつくって、各方面に御協力を願うという形で作業を進めていただきたいと思います。

○藤井委員長 中村先生、どうぞ。

○中村委員 現行の分類基準で整理をするというのは、この前の公的部門に関する検討委員会からの合意事項ですので、そういう原則に立つとすれば、今日の御提案でよろしいのかなと思いますが、ただ、日本の基準は未来永劫続くものではないでしょうし、国際的な流れからいって見直されるべきものだと思います。多少議論の余地があると思いますので、議論のための議論になるかもしれませんが、何点か指摘させていただきたいと思います。

最大の問題は日本郵政株式会社の取扱いであると思いますが、これはゆうちょ銀行とかんぽ生命 保険の部分と、郵便事業株式会社と郵便局株式会社の部分の2つに分けて考えることができるのか もしれないと思います。

ゆうちょ銀行とかんぽ生命保険につきましては、株式を全額売却する義務を負うということになっているわけでありますから、その点に関しては日本郵政株式会社の裁量の余地はないわけでありまして、あるとすればスケジューリングのようなものだけに限られるということかと思います。

それから、資料4の2枚目のゆうちょ銀行とかんぽ生命保険に対するコントロールですが、業務 に関しては大臣認可が必要であり、事業の譲渡に関しても認可が必要となっています。

一番下に書いてありますが、監督については特に必要な場合は命令を行うことができるということになっていますので、政府がかなりのコントロールの権限を持っているという印象を受けます。したがいまして、ゆうちょ銀行とかんぽ生命保険に関して、日本郵政株式会社が一体どういうコントロールを行っているかというと、非常に稀薄であると考えられます。したがって、この場合、日本郵政株式会社はこの部分に関しては制度単位ですらないという見方もできるわけでありまして、その場合には補助的単位であるということであれば、これは一般政府に属するという考え方があり得るわけです。現にESA95のマニュアルなど、財政赤字と公債に関するマニュアルにおきましては、「民営化のために株式を管理売却することのみを目的とする、そういう単位はそのことを一般政府のために行っているものであるから、一般政府の補助単位として一般政府の中に含める」ということを言っております。

ただ、まさに判断基準の4番目、政府の代行業務を行うということを基にして、これを公的企業 とするということになっているので、そこのところはかなり違っているということがあると思いま す。

郵便事業株式会社と郵便局株式会社につきましてですが、これもまず日本郵政株式会社に関して、 事業計画には大臣認可が必要であり、郵便事業に関しても、同じく事業計画には大臣認可が必要で あるということが資料4に書かれています。郵便局に関してはこの事業計画の大臣認可については 触れておりませんが、資料4の右の方、真ん中辺りを見ると、郵便局は省令が定める設置基準に従 って、設置しなければならないとか、財産の譲渡などには大臣認可が必要と書かれています。

それから、監督についても一番下、必要な場合は命令をすることができるというわけですので、この日本郵政の下にある郵便事業会社、郵便局株式会社、この2つに対して大臣がかなり直接的なコントロールの権限を持っているということになると、一体日本郵政株式会社はこの2つの子会社に対してどういうコントロールができるのか。確かに経営方針の最初のところに、資料4の真ん中よりやや上でありますが、「日本郵政株式会社が経営の基本方針の策定、その実施の確保を行う」と書いてありますので、そうなんだろうと思いますが、事業計画の認可は大臣が行うということであると、日本郵政の子会社に対するコントロールの実質は一体何かということが問題になるのではないかと思われます。

ですから、この2つの子会社に対する大臣のコントロールが実質的なものであるとすると、ここで日本郵政の機能は補助的なものにすぎない。したがって、一般政府に分類する根拠もあり得るということになるのではないかという気がいたします。

ただ、現行の基準で分類するとすれば、今日御提案いただいたようなことになるだろうということは合意いたしますので、将来の課題として考えていただきたいと思います。

○藤井委員長 では、関川先生からお話しいただいた後、もし事務局からございましたらお願いします。

○関川審議協力者 私の方も、今御説明いただいた結論にあまり違和感はないんですが、何点か確認させていただきたい点がございます。

1つは、郵便局株式会社ですが、公的部門になるというのはよろしいかと思います。ただ、その後の一般政府/公的企業の分類の検討の部分、資料3の3ページで「民間に同種の活動がある」「価格が量・質に比例」「自由意志による購入」という話なんですが、恐らく郵便局株式会社というのは、独自に一般の利用者から収入を上げるという活動はほとんどなくて、他の3社からの業務委託を受けて、そこからもらうのではないかなと思っていたので、もし、そうだとすると、本当にここに当たるのかというのがちょっと疑問に思っているところです。例えば「自由意志による購入」というのは、他の郵政3社はここに頼む以外のオプションを持っていないのではないかということでございます。

もう一つ、考え方で確認させていただきたいのは、資料3の4ページ、旧契約を管理する独立行政法人なんですが、金融仲介業務が中心であるということでした。ただ、これも旧契約を単に管理しているだけなのか、「管理」というのがどのくらいのことを言っているのかが私も中身がわからず、単に帳簿上勘定を分けたというイメージでいたんですが、そうすると、本当にこれでいいのかというのがよくわからない点ではあります。

以上です。

- ○藤井委員長 では、事務局の方から2つの点についてまとめてお願いいたします。
- ○二村国民支出課長 中村委員から御指摘いただいた点のゆうちょ銀行とかんぽ生命保険については、確かに私もESA基準は拝見をいたしておりまして、仮に日本郵政がゆうちょ銀行とかんぽ生命保険だけを保有しているような組織であれば、もしかしたら、一般政府なのかなと、そっちの方がより適切なのではないかなと思ったりもいたします。ただ、郵便事業と郵便局の方はどれだけ日本郵政のコントロールの実態があるかということですが、そこもなかなかわからないところがあるんですが、例えば人事については政府の関与というのは明示的にはないわけです。そこは日本郵政株式会社が株主として株主総会で通すか通さないかというところで実質的に支配しているのでないかと考えます。

事業計画といったようものは株主総会には特にかからないものでありますので、そういったところは明示的に政府が関与するという形でグリップをしておりますが、株式総会にかかるようなところは、やはり日本郵政株式会社が実質的にコントロールしていると言えるのではないかと考えます。ちょっと難しいところではあるんです。

そういう意味で日本郵政株式会社が郵便局会社、あるいは郵便事業会社をコントロールしている 部分は持株会社と言える実態的な支配があるのではないかと。そこが仮に持株会社ということで企 業部門になるとなれば、1つの制度単位を2つの部門には分けられませんので、全体として公的企 業ということでいいのかなと考えますが、そこはこの段階で十分な内容が出ているかどうかわかり ませんので、必要に応じて、また考えたいと思いますが、今、持っている情報で申し上げると以上 のように考えております。

それから関川審議協力者からいただきました郵便局会社の市場性の判断というところで、確かに「自由意志による購入」というものが、郵便事業のところはなかなかはっきりしないかもしれません。そこは強くこれも満たされているということは言えないと思いますが、今の日本の基準はそこに示している3つの基準のうちの2つを満たしていればいいということでございますので、若干、正直に答えていない、きちんと答えていないところはあるかと思いますが、今の日本の基準に照らしても、市場性は満たされるということかと思います。

独立行政法人の郵便貯金・簡易生命保険管理機構でございますが、これについては、確かに形式的に過去の契約を引き継いでいるだけではないかといったことも見方としてはあるかと思いますが、一応この機構というのは、債務という形で過去において集めた郵便貯金、あるいは保険料をいただいた簡易保険の履行義務を負っています。運用自体は実質的にはゆうちょ銀行、かんぽ生命の方に委託をいたしますが、1つの運用する形態としてそういう会社を使っているということで、自らリスクを負って、一方で金融資産として運用するという組織でございますので、立派な金融仲介業務を行っていると認識をいたしております。

○藤井委員長 中村委員、関川先生、よろしいでしょうか。

ほかに議題の1につきまして、御意見等いかがでしょうか。よろしゅうございますか。 それでは、本日の議題のうち日本郵政公社民営化後の各機関の分類に関する議論は、以上とさせ ていただきます。

2番目が「その他」ということになっておりまして、先ほど岩本委員からご発言のご意向がございましたので、岩本委員、あるいはほかにございましたら、先生方、よろしくお願いいたします。 〇岩本委員 年明けに 18 年度の確報の訂正が出まして、財政融資資金特別会計から 12 兆円を国債整理基金特別会計に繰り入れた処理についてなんですが、その点についてはここの委員会のミッションと関わるところもあるかと思いますので、お尋ねをしたいんですが、この処理は SNA上の"SUPER DIVIDENDS"の扱いなんでしょうか。それともそれ以外のことでやられたんでしょうか。

○二村国民支出課長 特に"SUPER DIVIDENDS"ということは考えておりません。

○岩本委員 そうですか。扱い方としては、いろいろ考え方があって、私の頭にあったのは、公的企業からの配当と言いますか、その資金の移転に関してどう扱うかということがいろいろと議論があって、93 S N A の改定のところでも、これがイシューの 34 で取り上げられて、議論がありましたので、それに関わることなのかということで理解していました。同時に、これで国と地方を合わせた基礎的財政収支が S N A 上は黒字になりまして、S N A 上は政府の重大な財政再建目標は達成されてしまったということになりますので、その政策上も非常に重要な意味を持つものですので、それでお伺いしたいんです。

要は、こういう形で資金が移転されることによって収支が動くということの是非について議論があって、いろんな措置があったわけです。現行のSNAで"SUPER DIVIDENDS"であれば、public corporation(公的企業)からの移転は dividends(配当)、quasi-corporation(準法人企業)からの移転は withdrawals from equity(準法人企業からの引き出し)、出資の引き揚げという形で処理するということで、これによって収支に与える影響がいろいろ違うということで、改定の決着としては、corporation(法人企業)、あるいは quasi-corporation(準法人企業)どちらでも出資の引き揚げという形で処理をして、収支に関してはこういう影響は出ないように処理するという形で決着をしたと、文書を読んだ限りではそうなっていると私は理解しておりますが、"SUPER DIVIDENDS"の考え方ではないとすると、どういう考え方で処理したのかということをお伺いしたいというのが最初です。

あと、考えているのは、何でこんなことが起こったかということ。想像で言っているので間違っていたら御事情を説明していただきたいんですが、決算参照書を見ますと、歳入の方で積立金から 12 兆円取り崩して、それを国債整理基金に繰り入れるときに、ほかの利払いとかと一緒にして繰り 入れたということで、12 兆円の区別がついていないということです。

こういうところは制度も押さえて、その部分は区別していかないとSNAは組めないということなんです。ただSNAの方で性質が違うものだということがはっきりわかっているのであれば、もともとの会計の方でしっかり分けて、記述してもらうということを要請してもいいのではないか。逆にこれは、国民経済計算の必要上各方面に御協力願うという趣旨にかなうものですので、これがそういう事例に当たるのかどうかということをお伺いしたいということです。

それと、何で気がつかなかったのかということで、もう1つは純貸出/純借入と、資金過不足の 方です。概念的に同じものなんですが、別々の統計から来たもので、最後はそこを見て大体精度を チェックするんですが、これで5、6兆円くらいずれていて、実はどっちに転んでも何となくつじつまが合うような形になっていたという部分があるように思います。

この財政の計数の方は各会計処理を積み上げてつくるものであって、それによって丁寧にやっていけばこの誤差はそんなに生じないはずなんです。12兆円を気がつかないくらいの誤差が生じていたということであれば、推計手法に関しても何らかの改善の余地があるのではないかという気がいたしますので、その辺りの御事情を訂正が出た後に余り外で議論されていないとすれば、これは議事録になりますので、この場でそういうことが明らかになった方がいいと思いますので、お伺いしたいということでございます。

〇藤井委員長 では、今の点につきまして、まとめてよろしくお願いします。

〇二村国民支出課長 まず、こういうことになった事情については、基本的にはおっしゃったとおりでありまして、ほかの性質に当たる資金と、今回 12 兆円という形で国債整理基金特会に繰り入れられたお金が、1 つの会計項目になっていたということで、かつ、それに気づかなかったと言いますか、そこから 12 兆円というものを取り除かないといけないということが推計段階では認識としてなかったということで、こういうことが起きたということであります。

したがって、事情としては、基本的におっしゃったとおりでございます。

確かにそういう性質の違うお金があれば、会計の段階から分けてもらった方がいいのではないということでありまして、これまでも必要に応じて内訳等、会計上は一本しかないようなものでもSNA上は2つに分けなければいけないといったようなものについては、情報をいただいておりますので、そういう漏れがないようにしていくということかと思います。

それはそういうふうに注意していくとしか言えないんですが、いろんな政策的な措置については、 実際に目に触れる段階というのは、そういうことが企画されている段階の方が多いわけでございま すので、そういう企画の段階からきちんと情報を押さえられるような形で課の中の体制というもの は整えていくようにいたしました。事情はそういうことでございます。

資本移転という扱いにした考え方ですが、確かに出資の引き揚げに当たるようなものであれば、一方で政府の出資金が減る。要は、資産・負債の両建てで動きますので、バランスには影響ないということになりますが、今回のものというのは、これまでの利益を積み上げてきた、財政融資資金特別会計の方で毎年の剰余金を積み上げてできた基金を取り崩すものということでございます。SNA上はそういうふうに積み上げてきたような資産を取り崩すようなもの、取り崩すだけではなくて、資産を取得する場合も逆側であるんですが、そういうものは資本移転で相当ということですので、それにしたがって処理をしたということでございます。

○岩本委員 またちょっと技術的な質問なんですが、特別会計は corporation ですか、quasi-corporation ですか。

〇二村国民支出課長 quasi-corporation の方です。

〇岩本委員 そうすると、"SUPER DIVIDENDS"の扱いであれば 93 S N A 上は、quasi-corporationの"SUPER DIVIDENDS"は withdrawals from equityの扱いと整理されていたと思うので、それとは違うという性質のものと捉えているということですか。わかりました。

来年度予算でもまた同じことが起こりますので、むしろ収支に影響を与えない方に処理した方がいいのかなと思います。改定マニュアルでもそういう扱いの精神が盛り込まれてきていますから、それで整理するという在り方もあり得るような気がいたしますので、どこかで議論していただきたいなということです。

あと、前身の会議からしますと、随分長いこと郵政民営化の話をして、ほかのところを議論していないうちにこういうことが起こってきて、改革もあちこちで行われていますので、是非スピーディーにやらないと、次から次へと案件が来て追い付かないということだろうと思います。

私が気がついた限りでも、財投の方で資産圧縮ということで特定目的会社をつくって、そちらの 方へ資産を渡すということになりますので、公的部門の資産からつくられた特定目的会社をどう格 付けするかとかいう問題が、SNA上の方では法律とは違う考え方で捉えなければいけない問題が 生じると思いますので、そういうこともあるということを指摘しておきたいと思います。

○藤井委員長 今の点は事務局の方でよろしいですか。

ほかに委員の先生方、あるいは関川さんの方で御発言ございますでしょうか。よろしいですか。 それでは、本日の議事につきましては、以上、御議論いただきましたので、内閣府におかれましては、本日の議論を踏まえて、御対応をいただきたいと思います。

次回の予定は追って事務局から連絡していただくこととします。

それでは、第1回「財政・金融専門委員会」はこれで終了いたしたいと思います。どうもありが とうございました。